

市 塙 令和8年
9月号

発行者 茂木警察署
市塙駐在所
Tel 68-0131



駐在所だより



秋の交通安全県民総ぐるみ運動

運動期間 令和8年9月21日から30日まで



【運動の重点】

《歩行者》 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

歩行者も、横断歩道を渡ることなどの交通ルールを守るとともに、運転者に対して手をあげて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。

《自動車》 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

夕暮れ時は前照灯を早めに点灯し、「こどもや高齢者に優しい3S運動」を推進しましょう。運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。

《自転車》 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。「自転車安全利用五則」等の基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。全国で、自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約5割が、頭部に致命傷を負っています。自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。

～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



8月中の市塙駐在所管内件数事故

事 件	8月中1件	本年累計16件
事 故	8月中4件	本年累計33件

重 要

令和8年9月1日より

道路標識又は道路
標示による中央線
又は車両通行帯が
設けられている一
般道路以外は

30km/h

走行です。

生活道路における自動車の
法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行



▽以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです▽



警察庁・都道府県警察